

工事請負の入札参加者の方々へ

名古屋市上下水道局

工事請負契約における一部の入札参加資格の変更について  
(工事成績評定点の平均65点以上)

日頃より上下水道事業における建設工事にご協力頂き、誠にありがとうございます。  
現在、一部の工事請負契約の入札参加資格として、一定の条件において総価契約の工事成績評定点の平均が65点以上(同一の認定業種)であることとしておりますが、下記のとおり平均点を算出する対象工事を拡大しますので、お知らせいたします。

1. 平均点の算出に用いる工事請負契約

(1) 総価契約工事(従来通り)

(2) 単価契約工事のうち以下の案件(新たに追加)

- ・配水管移設工事等(単価契約)
- ・下水道整備工事(単価契約)
- ・管路センター管内下水道築造工事等(単価契約)

※ただし、(2)の単価契約工事については、平成28年度契約からの工事成績評定を用いる。

※平均点は、総価契約工事と単価契約工事を合算して算出する。

2. 導入時期(平均点の算出に用いる工事請負契約の追加時期)

上記1(1)の総価契約工事の請負契約 平成29年6月公告より導入

上記1(2)の単価契約工事の請負契約 平成30年4月1日契約より導入

3. 平均点が入札参加資格となる工事請負契約

入札参加資格として、「工事成績評定点(同一の認定業種)の平均が65点以上」を設ける対象工事は、上記1の工事請負契約(従来通り)。

4. その他

入札参加資格の詳細については各工事の公告等をご確認ください。

<お問い合わせ先>

上下水道局経営本部経理部契約課

(052) 972-3725